

附録

一 文部省の假名遣改定案を論ず

新聞の報道する所によれば、大正十三年十二月二十四日文部省臨時國語調査會は文部大臣以下參列の上總會を開き、滿場一致を以て國語及び字音の假名遣の改定案を可決したりといふ。かくてその改定案なるものは二十五日以後の國民新聞によりて報道せられたり。今これに就きて熟讀するに、吾人が學術上の立脚地より見ても國民の一員として見ても、遽に是認し得べきものにあらざるを以て、その理由を明かにして世論に訴へむと欲す。

第一 假名遣改定の權能何處にあるか

余は先づこの假名遣を改定する權能の何處に存するかを知らむと欲す。今吾人は新聞紙の報道によりて國語調査會がこの案を決議したるを知れり。然れどもこれが案たる以上實行の能力は何處に存するを知らず。然るにこの決議はたゞ國語調査會の意思

表示たるに止まらずして、これを國民に實行せしむることを目的とせる由に新聞紙は報ぜり。果して然らばこの國語調査會は國民にその新に定めたる假名遣の實行を強要する權能あるものなりや。

假名遣の改定案は若し實行と否とを問はず、單に國語調査會が決議せしのみといふ事ならば、吾人がこれを大事件と思ひて論議することは聊か滑稽の感なきにあらず。然れども政府が巨額の國費を投じてざる遊戯に等しき事をなさしむべき筈もなく、委員諸公も亦ざる無用の事に貴重時間を費さるべき筈もなきなり。されば人ありてこの國語調査會の決議即ち國民に實行を義務として課するものなりといはむか。これ決して不條理の觀察にあらずして寧ろ當然の觀察なりとす。然れど今の國語調査會の官制を見るに「普通に使用する國語に關する事項を調査す」とありて、一種の調査機關に過ぎずして、國民に強要すべき事項の決定をなしうるか否かは疑はしきことなりとす。

抑も民族常用の文字の如きは官府の力、法令の力を以てして、直ちにこれを改廢すべき性質のものにあらざるは明かなる事實なり。文部省は假名遣の改廢を數回企て、しかも常に失敗せり。然るに拘らずこりずまになほこれを企つるものは抑も何の信ずる所あつてぞ。惟ふに本邦に漢字入りて後襲用久くして、その繁に堪へずして假名を案出せり。この假名はその發明者と稱せらるゝもの一二傳へられるども、これたゞ傳説たるに止まり、事實は民族の要求によりて徐々に完成せられたるものといふを妥當なりと

す。かくの如く文字言語の如きは自然の推移に待つべきものにして、人力を以てしてはたゞその方針を示して邪路に陥るを防ぐに止まるべきものなり。しかるを一舉にして根本的に之を改めむとするが如きは、政治上の大革命に乗ずる場合の外には夢想するに難しとする所なり。否、政治上の大革命に乗じてもなほ且その事を遂げ得べからざるは、かの秦始皇の暴擧の顛末を見ても思ひ半に過ぎむ。實に言語文字の改革の如きは非常に變態なる事情の存せざる限りは決して強制的に行ふべきことにあらず。若し強ひて平地に波瀾を起すが如き事をなして之を強制する事あらば、その反動はゆゝしき大事件として起るべきを十分に覺悟せざるべからず。

第二 改定の必要何處にあるか

假名遣を改定する必要若しありとせば國語調査會はその必要なる理由を報告して十分に國民に知らしむべきものなり。この報告の類續々として出で、國民がその必要を十分に感じて後にこそ其の改定の目的は自然に達せらるべきものなれ。然るにこれが報告は吾人未だそのありし事を知らず。その必要を感じざる國民に如何に改定を強要すとも、そは勞して效なきものといふべきなり。然るに新聞上に同會の要路の言として假名遣の改定の必要なる事は既定の事實にして今や實行の時期に入れりといふやうの言あるを見たり。然れどもその新聞の報道は信ずべからぬものと思はる。何となれば、假名遣

改定の必要は既定の事實として國家はた國民の公認を経たりといふ事あらざればなり。

抑も文部省が明治維新以後遵守し來りし假名遣の改廢に着手せしは明治三十三年小學校令施行規則制定の際にその附表第二號に於いて字音に棒引を用ゐたる時にはじまるものにして、これが實施の結果かへつて學校に於ける假名遣の混亂を惹き起したるによりて、その弊を矯めむと稱して國語の假名遣をも同時に改めむとの意志を以て、明治三十八年に至りて一の案を製して國語調査委員會と高等教育會議とに諮問せしがその案は今の改定案と大同少異のものなりしが、朝野の反對に遇ひ、終には帝國議會の問題とまでなりしものなり。かくて明治四十一年に至り、文部省は窮餘の一策として別に假名遣調査委員會といふを設け、新に折衷案を作りてこれに諮問せしが委員會を開くと五回にして大勢文部省に非なりと見てか、その案を撤回し「ついで委員會も廢止せられたるものなり。これより後かくの如き假名遣の改定が再び起るべしとは豫期せられし事にはあらず。然るに今にして改定の必要は既定の事なりといふを得べきか。吾人はかくの如き事は道路の風説にして當路者の言にはあらざるべしと認むるものなり。

若し、又この改定の必要が國語調査會に於いて既定の事となりてあるものならば、同會は既に今日までにその必要なる理由を國民に報告せざるべからざりしものなり。この事の順序を踐まずして今急遽としてこの案を決せるものは何の故ぞや。

假名遣改定の必要を説かむと欲するものは、先づそれぞれ學理上歴史上の調査を経た

る報告を公表してその理由を國民に知らしむるを要する事は既に述べたる所なり。この調査報告は僅々一字一語の改廢に於いても必ず之を要するものなり。かくの如き調査を經、かくの如き公認を經て後、その改廢は決定的のものとなるべきものなり。而して假にその改革は決定的に必要とせらるるとしても、その實行は徐々にせらるべきものにして、非常に多き事項を一舉にして改革するが如きは非常に慎重の態度をとらざるべからざるものなり。況んやその改廢が單に文字の置換たるに止まらず、言語の諸現象に影響するが如きことは、前後左右一切の場合を十分に考究してその處置を妥當ならしめて、後徐ろに決すべきことなるをや。抑も文字言語の改革の如きは一種の社會革命たるものにして、その措置はくれぐれも慎重に考慮すべく、決して輕率に實行すべからざる重大事件なりとす。

吾人は今回の改定案を見るに先だちて、これに對して十分の調査の行はれたる事の何等吾人國民に公示せられたるものあるを知らず。而して今や國語及び字音の殆ど全般に亘りて根本的に改革を施さむとするにあらざや。かくの如き大規模の改革を遽然として一舉に行はむとするが如きはこれ一種のクウ・デタアにあらざや。吾人はかくの如きクウ・デタアを行ひてまでも改革を施すべき必要の存するを知らざるのみならず、かくのクウ・デタアを行はざるべからざるまでに切迫せる事情あることをも全く知らざるなり。

今こゝに論議の必要上假りに數歩を譲りて、これが必要あるものとせむ。しかもその必要の理由は當局の示す所とならず。然れどもかつて文部省が改革を企てし時、その改革に賛成せしものゝ言論を概括するに、

一、假名遣はむづかしきによりて改めむとする説

二、假名遣は行はれざるが故に改めむとする説

三、假名遣を正しきものとするは迷へるなりとする説

四、言語に變遷あるによりその變遷に伴ひて改めむとする説

の四點に歸したりしが如し。今これにつきて意見を述べむ。

假名遣はむづかしきものなりといふ説は元來假名遣改革論者の唯一の論據とせしものなり。されどこの説は迷へるものなり。かくの如き論は全く感情論にして何等の根據あるにあらざるなり。字音假名遣の如きはむづかしといはゞ或はいはるべきが、これとても一定の條理をたどりて進めばさほどむづかしき問題にはあらず。されどそは姑く措き、國語の假名遣の如きは決してむづかしきものにあらぬは明かなり。すべて最初よりこれを無視する破壊論者にはその反對の對象は何等かの批難を附せらるべきは當然なるを以て、これらに對してその可否を問ふは無益なり。公平に考へてわが國語の假名遣は諸外國語の綴字に比して決してむづかしきものならざるのみならず、英語の綴字などに比ぶれば信に易々たるものなりとす。然るにこれをむづかしといふは要するにこれを

用ゐむと欲せざるものゝ言のみ。若しその人にして信によくこれを知らむと欲せば、一週間にして國語假名遣を記憶せしむることを得るは吾人多年の經驗に徴して明かなり。若し又それが假りに難儀なりとすとも、一國の言語文字をたゞ難儀なりとして放棄するが如きは國民として斷じてあるまじき態度なり。かくてこの難儀なるによりて改廢せむとする論は成立せざること明かなるに至り、思慮ある改革論者は次の論旨を案出せり。

第二に出でたる改革論は從來の假名遣は行はれてあらざるが故に改めむとする説なり。この論者の假名遣の行はれてあらずといふ説は事實を誣ふるものなり。即ち次の如き諸點は現に行はれてあるなり。

- 一、 むど (井) ゐのしし (猪) まゐる (參) ゐる (居)
- 二、 すゑ (末) 等
- 三、 をか (岡) をけ (桶) うを (魚) あをい (青) をしい (惜)
- 四、 ふぢ (藤) 等
- 五、 みづ (水) 等
- 六、 けふ (今日) きのふ (昨日)
- 七、 ハ行四段活用動詞の活用の「は、ひ、ふ、へ」
- 八、 形容詞の連用形の音便の「う」
- 九、 四段活用動詞及び「ある」の未然形に「う」をつけたるもの

この九項にあげたるものは多少の教育ある人ならば十中の八九は誤らざるものなり。この事實は虚心平氣にして世人の記述せる文章を觀察せば、直に首肯せらるべき明白の事項なり。而してこれらは國語調査會の國語假名遣の改定案の要部を占むるものなり。吾人はこれらが、行はれてあらずとは決して認むる能はざるなり。かくてこれらの事項以外の假名遣は實際上世人に誤用せられ易きは事實なること吾人これを否認せず。されどこの改革論者はこれらの語が何の故に誤らるゝかの理由を眞面目に考へたりや否や。惟ふにこれらのものを世人が往々誤るに至れるものは蓋し二の原因ありてこれを起すによるものなるべし。一は世の輕薄者流が、外國語といへば一字一句もこれに誤あらむをおそれ、戰々競々たるに反し、國語を尊重することを一種の恥辱の如くに考へ、細事に拘泥せざるを大人物の態度なりなど唱ふる弊風あるによりてこれを尊重するを憚らしむるものあるなり。一は假名と漢字と混用するが爲にして、この事寧ろ大なる原因なるべし。主要なる語に漢字を用ゐて其の意の通ずる如き現代の文章にありては、それらの漢字に相當する語に假名を用ゐずとも略ぼ用の達せらるゝは、これ現實の一大事實なり。この事相の改められざる限り、それら漢字に相當する假名は如何様に改められたりとも、行はれずとせば、やはり行はれざるべし。而してそれら漢字に隠れざる語の假名遣は前述の如く國民的に生動せる事實を何人か否認しうべき。假名遣のむづかしといはるゝも、かく漢字に隠るゝ部分をば多くの人が無意識の態度を以て接せるに、遽

にこれを正しく假名にて書けと迫らるゝが故に狼狽するのみ。然れどもこの理由を以て假名遣を改めむとするが如きは全く無意義の事に屬せずや。何となればかくの如く改めたりとも、その漢字を用ゐる限り同じ假名遣は實地の用をなすことなければなり。同じく實地に用ゐられずとせば、改むるも改めざるも同じく不要なれば歸する所は一にしてその改定は徒勞なるのみ。否、徒勞といはむよりも無用の勞を國民に強ひて二重の負擔をなさしむるのみならず、國語は混亂を起し、とるべき所は一も存せざるに至らむとす。この故に現代の文章に於いて假名遣のある部分が正しく行はれざることありとも、それはこれが改廢の理由にはならぬことなり。況んや凡そ正しき事は若し行はれずとせば、よくこれを行はるゝやうに努力するをこそ學者識者の任とすれ。少數の語に誤をなすを理由とし他の大多數の正しきものを改むべしとする理由何處に存するか。これ全くとるべからぬ論なりとす。こゝに於いてそれらの論者のうちには方向をかへて從來の假名遣は必ずしも正しきものにあらずとする論を生じたり。

從來の假名遣といふものは古來の國語學者が多年の研究を経て考定せし結果にして學術上正しと認められたるものなり。勿論多少未決の問題残りといへども、それが爲に他を正しきものにあらずとすることは論理上成立すべきにあらず。この故にこれを不正のものなりといふが如きは言語道斷の事にして、畢竟爲めにする所あるものゝ妄言なり。この假名遣は契沖以來幾多の學者の古語古書に標準を求めて正したるものにし

て、これを定家假名遣の如き獨斷的のものと同一視せむとするが如きは誣妄の甚しきものなりとす。而してこれらの論者は文字は表音的にすべきものなりと稱して、從來の假名遣をば歴史的假名遣などいふ新名稱を以てこれと呼び、暗にこれが過去の廢物なるかの如く世人に思はしめたる疑なきにあらず。されど、文字にしても言語にしてもそれが文化の存する民族に傳はれる限り歴史的ならぬものありや。かくの如きは言語文字の社會的歴史的に尊重すべき所以を忘れたるものゝ放言にすぎず。されども假名遣にかゝる名稱を與ふる人といへども、これを以て不正なりなど放言しうべき筈は寸毫も存せず。こゝに於いて論者は一轉して次の説を生ぜり。

この論者はいはく言語には變遷あり。假名遣はこの變遷に伴ひて改めらるべきものにして、假名遣の改定の必要こゝに存すといふものこれなり。假名遣改定論の最も理由あるさまに見ゆるはたゞこの一なるのみ。然れども吾人はこの論に無條件に贊同し得ざる道理あり。次にこれを論ぜむとす。

第三 改定の目的如何

言語に變遷あるは何人も否定すべからぬ明白の事實なり。而してこの變遷には言語の内容即ち意義の變遷と外形即ち聲音の變遷との二因子あるは明かなり。而してその變遷の假名遣と交渉を生ずる點は外形即ち聲音の變遷に存するはこれ亦明白の事なり

とす。この故に言語に變遷あるを以てその變遷に伴ひて、その假名遣を改めむと欲すといふ論はこれ一往の道理ありて改定論中根據ある唯一の論なりとす。然れどもこの論者の所論は如何にして實現せらるべきか。

これらの論者の言論を總括するに、いづれもその目的を文字と發音との一致に置くものゝ如し。この事いふが如くに行はるべきものならばそれ或は可ならむ。しかもその可否を論ずる前に先づ顧みるべき二三の要點あり。

第一、文字は社會的歴史的の產物なり。この故にこれが根柢には國民の精神的生活の或物が附着してあることを忘るべからず。これ文字の改廢が破れ草鞋を棄つるが如きものにあらざる第一の事情なり。而してこの國民の精神的生活の或物は頗る根深き勢力を有するものにして、文字改革の言ふに易くして行はれざる所以實にこゝに存す。文字がかく社會的歴史的の產物にして國民の精神生活と深き關係ある事を顧みざる人々は、文字の革新を一舉手一投足の勞の如くに思惟するが如しといへども、その事を實行せむとするに及びて、意外の反動に逢ひてはじめてその根強き勢力に驚くべし。これ文字の改革が一種の社會革命なりといはるゝ所以にして、強ひてこれを企つるに至らば非常の事件を生ずるに至らむも知られず。この故にこれらの改革は理論上可なりとすとも、これが實行は徐徐にせざるべからざるなり。

第二、文字は固形的のものなり。しかるに聲音は流動的のものにして、極端にいへ

ば、時々刻々變化するものといふを得るものなり。文字は固形的なるが故に一旦之を用ゐれば、その時よりして形を改むること無し。今某の時の某の語を某の文字を用ゐて記すとせよ。その當時はその音とその文字と全く同一なりとすとも、時を経るにしたがひて聲音は變遷し、終にはもとの形といたく異なる相を呈するに至らむ。しかも文字は依然として形を變ずること能はず。こゝに於いて某の語に與へられたる文字とその語をあらはす聲音とは或時期を経れば多少の差異を來すべきはこれ自然の事情なり。かくて文字は一旦これを用ゐればこれを改めむことは容易の事にあらず。この變遷止まざる聲音を寫すにこの固形的の文字を以てするものなれば、これ如何にしても多少の矛盾衝突の生ずべきは永久に避くべからざる所なりとす。

第三、以上の如くなれば、言文の不一致といふ事は實用上の文字を用ゐる限り永久に實現し得られざるなり。この故に言文の不一致はこれ永久的の事實にして、何人かゞ非常の英斷を以てこれが一致を企て一時これを爲果せたりとすとも、その翌日よりして早くも不一致の方途に進むものなることを忘るべからず。かくの如き事實は専門の學術を學ばむまでもなく、常識のよく知る所にあらずや。假名遣改定論者はかゝる明白なる事を知らざるべきにあらねば、その改革といふも、たゞ部分的のものに止まるべきものを、恰も純然たる發音通りの假名遣なるものが新に制定せらるべき如くに論ずるは、不用意の間に起りし事なるべけれども、人をして迷はしむる責は論者自ら之を負はざるべ

からず。

第四、この故に眞に絶對的に言文の一致を望まむとせば、從來用ゐられたる文字を顧みることなくして、たゞ抽象的に某の聲音に某の記號を用ゐるといふ如き機械的記號を案出し、これを言語の記號とすることなく、單なる聲音の記號としてのみ用ゐるより外に方法なきものなり。かくの如き機械的記號の標本は即ちかの聲音學に用ゐる記號にして、これらはその言語の如何を問はず。たゞ聲音の種種の相を標準として記載する主義をとれるものなり。かくの如きに至らば、これ即ち世界共通の聲音記號といふべきものなり。されどかくの如き記號は果して通常人の日常用ゐ得る所なりや。

第五、以上の如き主義を以て進まば、その發音の記號は吾人の現時用ゐるが如き少數のものに止まらざるべきは豫想し難からず。かの聲音學的記號を見て思半に過ぐべし。かの記號の如きはよく人の聲音の委曲を寫しうべしといへども、もとこれ學術の研究上繁雜を厭はず、正確と精密とを目的として定めたるものなれば、實用上の文字にあらず。而してその聲音學的記號の如き繁雜なるものは決して普通人日常の用として堪へ得るものにあらず。さらば實用上の文字を以てよく聲音を如實に寫し出し得るかといふに、これ亦一層繁雜にして、不正確の度は甚しきものあらむ。而してこれ亦常人の堪へ得る所にあらず。かの聲音學的記號はもと聲音學者が研究の方便として案出せしまでのものにして、世人の常用文字にかへむことは彼等の豫期せる所にあらざるなり。

第六、この故に世人日常の文字は古來決して聲音を嚴密に代表せるものにあらざるは明かなり。然らば日常文字と聲音との交渉は實際如何なる状態にありやといふに、たとへばこれを母音にていはむに、通常ア、イ、ウ、エ、オの五の母音ありといふ。されど、これ實は世俗の見解にして嚴密に學術的にいへば開口の「ア」より合口の「ウ」に至るまでには多數の母音の遷移は存するなり。この事は西洋にては聲音學者の實證する所にして、わが國の母音にもかゝる現象の存するは疑ふべからず。たゞわが聲音學は未だ幼稚にしてこれを學術上に立證することは能はざるのみ。かくてこの多數の母音中よりその代表的の型をとつてア、イ、ウ、エ、オとしたるのみ。されば實際「ア」と書ける音にも「オ」に近きも「エ」に近きもあるべきはもとよりなり。その他の諸の假名またかくの如し。かくの如きものなれば假名を以て表音的に記すといふともそはたゞ比較的の事にして、これを以て絶對的に表音的なりと主張するを得るが如きものは一も存せずといふべし。

以上述べたる所を概括すれば、文字はこれを改革すること容易の事業にあらざると共に、言文の一致といふことはいふべくして實は行はるゝものにあらざるなりといふに歸す。然らば假名遣は全く改めざるを可とするかといふに必ずしも然らず。その改革にして眞に止むべからざる事情によるものならば、これを行ふには國語の本性に基づきてこれを害せず、國語の法則に依つてこれに戻らず、國語の歴史に照してこれに基づき社

會の慣習を顧みてこれを調節し、而して後國民の公認を經、その後徐々に行はるべきものなりとす。勿論これが爲には正確にして親切なる調査を施して十分に社會の容認を經ざるべからざるものなり。

吾人は以上の前提を以てして、今の假名遣改定案を觀察し、その果して賛すべきか否かを次々に縷述せむと欲す。

第四 現代の文章に於ける假名遣の實狀

余はこゝに假名遣が眞に改定せざるべからざる事情に迫まれてありや否やの問題を、現代の文章に照して觀察せむ。

假名遣改定案の凡例によれば、それは現代文の口語なるにも文語なるにも適用する由聲明せり。現代文といふ以上、上は詔勅法令より下は市井の地口駄洒落に至るまでを包含するものなるべきが、所謂文語の文章をこの案の如き假名遣を以てせば、恰も佛頭に糞するが如き醜狀を呈すべきは明かにして、その事の行はれざるはいふまでもなければ、これは事々しく論ずるまでもなきこととして論外にさしおかむ。

現代の文章の一體として口語體と稱せらるゝものあり。これは口語體といはるゝものゝ、純粹なる口語の記述にあらず。これが文語と異なる點は「なり」を「である」「だ」「であります」の如き語に代ふると、用言の活用を口語の活用之形にせるとの二點を主

たるものとして、その他は文語と大差なきのみならず、口語には全く用ゐぬ副詞用言等をもたゞ口語の形式として盛んに用ゐるものなりとす。されどこれらの文章の體裁は吾人の今の論の目的にあらず。

今以上の如き現代の諸の文章を通觀して、假名遣の眞に必要として用ゐらるゝ點をあぐれば、要するに殆ど古來「てにをは」と稱せられたる範圍に止まれり。なほこれが大綱をあぐれば、

一、助詞「が、に、を、へ、と、より、だに、さへ、ば、ども、は、も、等」

二、用言の活用及び世の所謂助動詞

三、接辭（接頭辭接尾辭）

等を主たるものとす。而して

一、體言。

二、用言の語幹

三、副詞の類

は大體漢字を用ゐてあるものなり。されば現代文の實際に於いて假名遣の難問となるべきものは殆ど一も存せざるは明かなり。なほ上の假名にてかけるものうちに於いて假名遣の問題たるべきものをあぐれば次の如し。

一、助詞（四）をへ。さへ。は。

二、用言の活用

四段活用

ハ行四段の活用 逢は。ひ。ふ。へ。

ヤ行ワ行等に四段活用なければ、紛るべき虞なし。

上一段活用

ハ行上一段の活用 生ひる 強ひる 誣ひる

ヤ行上一段の活用 射る 鑄る 老いる 報いる 悔いる

ワ行上一段の活用 居る 率ゐる 用ゐる

普通用ゐるは上の數語にすぎず。

下一段活用

ア行下一段の活用 得る の一語のみ

ハ行下一段の活用 逃へる 抑へる の類

ヤ行下一段の活用 覺える 消える の類

ワ行下一段の活用 飢ゑる 植ゑる 据ゑる の三語のみ。

以上ハ行ヤ行の下一段活用が多少紛れ易き點あるのみなり。これとても文語に照せばハ行の方は「フ、へ」と活用し、ヤ行の方は「ユ、エ」と活用するによりて發音の差あるによりて紛ること無し。若し又これを機械的に

覺ゆるにしてもや行の語二十三四を覺ゆれば足れり。

以上の外には漢字交り文を用ゐる限り紛はしき假名遣は甚だ少しといふべし。而して世人はかくの如き程度にて紛はしき事も無くして現代の文章を草しうるなり。上述の數條の假名遣の如きをむづかしいといはゞ、天下にむづかしからぬもの一も存せずといふべし。

以上論ずる所によりて、現代の文章に於いて假名遣が實際に如何に用ゐられてあるかを知るべし。この故に現代の文章に於いて假名遣を改定せざるべからざる切迫せる事情ありといふことは吾人の信ずる能はざる所なりとす。

教育上の實際問題につきて考ふる場合にも上述の事實は十分に考慮せらるべきことなりとす。日常の必要なき假名遣に全力を注ぎて教へても彼等生徒は學術上の問題として記憶するに止まり、日常の實用に供せざれば自然にこれを忘れこれを等閑に附するもまた阻止すべからぬ事實なるべし。

この故に假名遣の勵行主義と漢字交り文とは相容れざる點あるをさとるべし。したがつて、漢字を全廢して假名を専用すとせば、こゝに假名遣は必然國語の記載に關する當面の問題となるべきものなり。この故に今文部省が文章の記載を現状のまゝ漢字交り文として存續するものとせば、この假名遣改定案の過半はやはり何れにてもよき事にして、結局、上の助詞用言の活用 of 記載のみを改むる結果となるにすぎざるべし。

かく論じ來れば、今遽にかく假名遣を改定することは漢字全廢を豫想するものと判せざるべからず。若し果して然りとせば、これ假名遣改定よりも更に重大なる事件として國民全般の慎重なる考慮を経ざるべからざるものなりと考ふ。吾人は勿論國語調査會が漢字全廢の豫備事件としてこの假名遣改定を企てたるものなりと認むるものにはあらざれど、現代の文章に於ける假名遣の實狀より推論すればかくいはざるを得ざるに至らしむ。若し又然らずとせば、徒らに平地に波瀾を強ひて起すが如き疑は起らざるを得ざるなり。

以上現在の實狀よりして假名遣の改定に迫られてあらぬことを察知すべし。されど吾人はこれを以て直ちにこの改定案に最後の斷案を下すべからず。茲に方向をあらためてこの案に如何なる條理あるかを檢せむとす。

第五 改定案に一定の標準ありや

今の假名遣案は何を標準として立案又議決せられたるものなるか。その凡例を見るに大體東京語の發音によりたりといへり。されば、かの改革論者の所謂表音的假名遣と唱ふるものなるべし。この故にそれらの實例を見るに「あ。お。い」、「み。よ。う」などの如く古來かつて見ざりし新形式を案出せり。これ即ちこれらの假名を以て音のまゝに書きあらはしたりとする所なるべし。果して然らば、これがうちに助詞の「は」「へ」「を」の

三のみに古來の假名遣を保存する理由如何。これ表音主義を是なりと認めて古來前例なき新用法を案出せる國語調査會が、この三字のみに正しき假名遣を保存せるはその表音主義を破るものにあらずして何ぞや。更に又顧るに、助詞のうち「は」「へ」「を」の三語は改めずして「さへ」は「さえ」とせる理由如何。助詞はすべて改めずとならば、なほ多少の條理は存すと認むべきが、一を改めて三を改めざる理由如何。吾人は其の根據の奈邊に存するかを想像する能はざるなり。

これを以て察するに、この改定案には一貫の標準なきものなりといふべし。この故に吾人は更に方向を轉じて、その個々につきてその改革が合理的なりや否を討尋せざるべからざるなり。

第六 「ゐ」「ゑ」の廢棄

この改定案を見るに「ゐ」「ゑ」の假名は廢棄せられたるなり。世人は果してこれを是認するか如何。吾人かくいはば、國語調査會は或はこれらの假名は廢棄せるにあらず、使用せざるなりといはむ。然れども一時使用せずといふならば、廢棄とは異なりといふを得べけむかなれど、永久に使用せぬことを稱して廢棄といふ以上、國語調査會がこの二字を廢棄せるにあらずして何ぞ。

抑もこの二字を廢棄する理由何處に存するか。國語調査會は或は使用せられざるが

故にといはむ。されど

ぬど(井) まゐる(參) ゐる(居) すゑ(末)

の如きは現代人の使用してこれを誤るもの甚だ稀なるは極めて明白なる事實なり。使用せられざるが故に廢棄すといふ論は成立すべきにはらず。

次には「ゐ」「ゑ」の二音は發音上「い」「え」となれりといふ論あらむ。如何にも國語調査會の例示せる如きにはその如くに發音すといふを得む。されどこの文字のあらはす發音は國民間には存在せるものなり。これは少しく聲音學の智識を有するものならば、誰にも心づかるべきことなり。粗雑なる世俗的の智識を以て俗人にこの音の有無を問ひ、彼れらが無しと答へたりとて、直に無しとするが如きは大早計の事なりといふべし。眞に國語を發音通りに記述せむと欲し、又それによりて假名遣を定めむとならば、あらゆる發音を嚴密に科學的に調査し、それらの有無變化等を十分に明らめざるべからざるものにあらずや。かつて國語調査委員會の調製せし聲音分布圖の如きは根本的の調査を経たる資料にあらぬことは今更いふまでもなきところなりとす。この故に今急にこれを廢止するが如きは學術上大早計の事に屬す。他日「ゐ」「ゑ」の音の國民的に存することの確證せらるゝに至らば今の國語調査會は如何にしてこれに處せむとするか。かくて又「ゐ」「え」の廢棄よりして五十音圖と伊呂波歌とは當然廢棄せらるゝに至らむ。國民は果してこれを容認すべきか。今伊呂波歌は姑く措き五十音圖の如きは國

語の組織を説明せむが爲に案出せられしものにしてこれによりて國語の理法に幾許の便宜を與へたりや量り知るべからず。然るに、これらの論者は多くは五十音圖の如きは舊時代の遺物と貶して學術上何等の價値なきものゝ如くいへるもの多し。然るに今の改定案にア列、イ列、ウ列、エ列、オ列の名稱を用ゐるはこれ何ぞや。これらは實に五十音圖によりて起れる名稱にして、五十音圖を離れては意義をなきゞる語なるにあらずや。一方に五十音圖を破りながら、一方にそれによりて認めらるべき術語を用ゐることその矛盾撞着も亦甚しといふべきにあらずや。

第七 「ぢ」「づ」の廢棄

この改定案には「ぢ」「づ」を廢止せり。從來文部省より發案せる假名遣案にはこの「ぢ」「づ」の廢止を主張しつゝも多少の除外例を設けたり。然るにこの度の改定案には絶對的に廢止せるなり。この點は如何なる理由によれるかを知らずといへども、蓋し、これを使用するものなしとするか、若しくはこれが文字に相當する發音無しといふ見解に基づくかの二者のうちなるべし。今この事につきて論ぜむ。

先づこの「ぢ」「づ」の文字は現代人に略ぼ誤なく使用せられてあり、即ち

ふぢ(藤) わらぢ(草蛙) はぢ(恥) うづら(鶉) みづ(水) めづらしい(珍
まづ(先)

等の如きは殆んど何人も誤らずといふべし。たゞ時として「ぢ」「づ」の假名を誤るものは極めて用ゐること稀なる語、たとへば「よぢる」(口語に用ゐることなき單語なり)の如きものゝみなり。この故に現代人に誤用せらるるといふは事實を顧みぬか、若くは知りても殊更に知らざるまねする人の言なりとす。

次にこの二字に相當する音なしといふ論につきては深く考へざるべからざる點あり。「ぢ」「づ」の二音が土佐國及び九州のある地方に存することは世人の熟知する所なれば、この音の現代の國語に存せずとは學者たるもの一人もいふもの無し。されども吾人はこの事實を以て直ちにこれが廢止に反對するものにあらず。吾人が反對を主張するは次の二の事項によるなり。

第一、九州の「ぢ」「づ」は吾人これを知らねど土佐に存する「ぢ」「づ」は實際に聞くに單なる「ち」「つ」の濁音にあらずして、寧ろ羅馬字にて、*ti*、*ip*と書くものに近き(全く同じといはず)ものなるを吾人は知れり。かくて「ち」「つ」の濁音なるものは思ふに決して現在の國語には全く亡びずして人々の「じ」「ず」なりと思へるうちに存することは疑ふべからず。すべて人の存すとせるものを否定せむものはそれが非存在を證明せざるべからず。これを精査せずして世人が「じ」「ず」と書くが故にこの區別なしとするが如きは學術を以て世に立つものゝ言にあらざるべし。前の國語調査委員會の音韻分布圖の如きは聲音學の心得なきものが、問ひに誘はれて答へたるまでのものに

して、精密なる研究を経て答へたるものにあらざることは、地方の當時の應答者の實情を知れる吾人の明言するに躊躇せざる所なり。眞に學術上これが存在を否定せむ人は聲音學上の理法によりてこれを精査し、而してその非存在を證明せざるべからず。この討究を施さずしてら直にこれを廢棄するが如きは大早計に屬す。

第二には國語には連濁といふ現象あり。連濁といふはもと濁音ならぬものが、語を組合するとき上の語の尾音との連續によりて下の語の首音が臨時に濁音となる現象をいふなり。而してその連濁は眞に一時の現象にして、その語は國民の意識内に活潑に生動するものにして、その組合せを解くときには濁音より清音に復歸するものなり。これ國語操縦上の一現象たるなり。然るにこゝに「ぢ」「づ」を全く廢して必ず「じ」「ず」を用ゐるとせよ。その連濁音の「ぢ」「づ」は必ず「じ」「ず」とせざるべからず。かくしてなれる語はその組合せを解く時に必然的に「し」「す」とならざるべからず。これ復歸にあらずして音の轉換なり。かくてもとの「つゑ」が「すゑ」となり、もとの「ちり」が「しり」とならざるべからざるの奇觀を呈せむ。かくの如きは學理上あり得べき事にあらざるのみならず、國民の堪へざる所の壓制なり。

今、古語雅言など稱せらるゝ範圍の語を除き、又全く成熟したる語中の「ぢ」「づ」を除外し、國民が現に日常用ゐる語につきて連濁の現象を起すべき例をあぐべし。

ちかぢか（近々） ちりぢり（散々） 入れ智。慧 猿智。慧 附け智。慧

はしぢか 手ぢかい (近) 弓張ぢやうちん (提燈) 葉ぢやや (茶屋)

酸漿ぢやうちん 緋ぢりめん (縮緬) 紋ぢりめん 馬鹿ぢから

飯ぢやわん (茶碗) 貫ひぢぢ (乳) 鼻ぢ (血)

等は「ち」の連濁音なるが、これを「じ」とかけ、而してこれを解き還元する時に、

「近」は「しか」「近い」は「しかい」「智慧」は「しゑ」「提燈」は「しやうちん」

「縮緬」は「しりめん」力は「しから」「茶碗」は「しやわん」「乳」は「しち」「血」

は「し」「茶屋」は「しやや」

とならざるべからず。又

つきづき (月々) 三日づき (月) つねづね (常々) 松葉づゑ (杖)

箱づめ (詰) 立づま (棲) 馬鹿づら (面) 鷲づかみ (掴)

丸づか (塚) 小づかひ (小遣小使) 手づかへ (支) 條件づき (付)

利札づき 醬油づけ (漬) 胴づき (搗) 手づくね (捏)

鬼づた (鳶) 木づち (槌) 小づゝ (筒) 紙づな (綱)

小づの (角) 手づよい (強) 氣づよい (強) くるづる (鶴)

鍋づる (鉉) こづらにくい 三人づれ (連)

等は「つ」の連濁なるが、これも亦「ず」とかかざるべからずとして、これを解體還元するとき

「月」は「すき」「常」は「すね」「杖」は「すゑ」「詰」は「すめ」

「棲」は「すま」「面」は「すら」「つかみ」は「すかみ」「塚」は「すか」

「つかひ」は「すかひ」「つかへ」は「すかへ」「付」は「すき」「漬」は「すけ」

「搗」は「すき」「捏ね」は「すくね」「葛」は「すた」「槌」は「すち」

「筒」は「すつ」「綱」は「すな」「角」は「すの」「強い」は「すよい」

「鶴」は「すず」「つらにくい」は「すらにくい」「連」は「すれ」

とならざるべからず。而してかくなりたるものはもはや日本語にあらざるなり。

余がかくいはず、論者ありて或は「汝は強ひて反對せむが爲に、詭辯を弄するなり」といはむか。されどこれ徒に辯を好むが爲めにあらずして事實なるを如何にせむ。何となれば上にあげたる諸例の如きはみな吾人が國語操縦上隨時組合せて連濁を起さしめたる現象にして、日常頻繁に起る事なればなり。

今われらは瓶に詰めたるものを一語にていはむとする時は「瓶詰」の語を用ゐる。この時には瓶に詰むるものなるが故に直ちに「びんづめ」と書くは自然の事なり。これ瓶詰といふ語が必ずしも過去に成立せずともいひ得る事なり。行李に詰むれば「行李詰」といひ、箱に詰むれば「箱詰」といひ、ぶりき鐘に詰むれば「鐘詰」とも「ぶりきづめ」ともいふ。この場合の鐘詰は既成の商品の鐘詰とは意義異なり。商品の鐘詰は既に成熟せる一の名詞なり。こゝの鐘詰は臨時につくりたる語にして固定的の語にあ

らず。かくの如きを吾人は國語操縱の過程中に起る隨時の現象なりといふなり。その他「風呂敷包」「紙包」「大包」「小包」の「つゝみ」の如きまた然り。小包郵便の「小包」は一個の成語なり。されど上の種類の「つゝみ」の場合は異なり。この故にこれらの國語操縱の過程中隨時に組合せ、又は離るゝ語は國民の意識内に活潑に生動せるものにして、その「つめ」「つゝみ」等は合成しても又單獨にても同一語にして、決して別語たる意識を生ずるものにあらず。然るに文部省の改定案に従へば、この「つゝみ」「つめ」等上にあげたる諸例の語は自由の操縱を阻止せらるゝことゝならざるべからず。加之現に「智慧」なり「月」なり「杖」なりと意識せるものを「じゑ」、「ずき」、「ずゑ」と書くべしと強制したりとて果して國民の反抗を買はずして止むべきか。實にかくの如きはいふべくして行ふべからざる事なるのみならず、一は國語の組織を破るものなるべし。國語調査會には斯道の大學者を網羅せられたるに何故に連濁のこの重大事實を無視せられたるにか。これ或は連濁音といふ名稱にとらはれ、たゞ成熟語に存するものと認めて國語操縱の過程中に起る隨時的現象たるものあることを忘れたるによるか。なほ一步を進めて論ずれば、この連濁音を有する成語といふものは、本來この自由操縱によりてなれる臨時の組合せになれる語が、固定的のものとなりたる第二次的のものにして、連濁の本義はこの自由操縱の過程中に起る隨時現象にありとす。この故に若し連濁音を固定せる名詞動詞等の内部の現象に止まるといふものあらば吾人はこれを目し

て未だ連濁の真相を知らざるものといはむとす。

以上の理由によりて吾人は「ぢ」「づ」の假名は廢棄すべからぬものなりと主張す。

第八 「くわ」の廢棄

國語調査會の改正案には「くわ」の假名遣を廢止せり。これにつれて「くわ」の音も廢止すべきことはいふまでもあらざるべし。これが廢止の理由は蓋しこの音無しといふに歸すべし。

然れども「くわ」の音の全國に多く存するは事實なり。この故にこれらの廢止を主張する人はそれが全國に存せぬといふ事と東京語に存せぬとの理由を以てこれに答へむとすべし。されど、東京語がしかく正確なるものなりや。東京語に存すると否とを以て絶對的の標準とせむことは危険なり。況んや世の文明に進むにつれて聲音も亦精密になり行くは必然の事なり。東京語に無くばこれを教へて可なり。過誤を知りて強ひてそれに倣ふの要何處にかあらむ。この「くわ」は字音にのみ限られたれど、吾人はこれを廢止することの文化の進歩に逆行するものなるを思ふが故にこれに反對を表明す。

なほ從來この「くわ」の廢止を主張せる論者の中にも、字音には廢止を主張して外國語の記載にはこれを採用すべしといへるものあるを見たり。かくの如き論者は外國語の記載法を制定せむ際には必ず「くわ」の存續を主張すべきこと明かなり。外國語の記

載に「くわ」を用ゐ、國語化せる字音には廢すべしとせばその說自家撞着なりといはざるべからず。この故に吾人は假にこれを廢止すとしても、そは外國語の記載法の制定と相俟つものとして、これが廢止は尙早なりと主張するものなり。

第九 長音符の不合理

今、假名遣改定案を見るに、國語假名遣の部にありてその長音をあらはす方法を見るに、ア列長音には「ア」を長音符とし、イ列長音には「イ」を長音符とし、ウ列長音には「ウ」を長音符としたるは一貫の條理を認め得べし。然るにエ列長音には「イ」をその長音符とし、オ列長音には「ウ」をその長音符とせること理由如何。これ決して表音的といふことを得ざるなり。そのかくするに到りし理由は恐らくは字音の末尾は「イ」「ウ」を用ゐるによりてこれに準據せりといふにあるべし。然れどもこれ決して首肯すべからず。

字音の末尾に「イ」「ウ」を用ゐるは決してこれが長音符たるの故にあらず。たとへば、

英^{エイ}計^{ケイ}制^{セイ}定^{テイ}寧^{ネイ}平^{ハイ}命^{メイ}例^{レイ}衛^{エイ}

の如きは、今日の發音にては、いづれもエ、ケ、セ、テ、ネ、ヘ、メ、レ、エの長呼音の如くなれるもあれば、いかにもその「イ」がエ列長音の長音符たる姿を呈せりといふ

べし。然れども、これらは本来その假名の示すまゝに、エ列母音の次に「イ」音の來りたるさまに發音せられしものにして、決して「イ」が長音符の用をなしたりしにあらざるなり。今日にては「イ」がエの長音符の如く見ゆることありといへども、これ「エイ」「ケイ」等の字面が發音上「エー」「ケー」等とかはれるものにして、これも亦假名と發音との不一致を來したりし結果なり。この故にエ列の長音符に「イ」を用ゐるは字音の記載法に倣ふといふまでの事にして學理上の根據あるにあらざるなり。

次にオ列長音なる字音の末尾に「ウ」字を用ゐるも亦表音主義より見れば、不合理たるなり。字音の「ウ」のオ列長音の長音符の如く見ゆるものには、二様の別あり。一はア列音の下に「ウ」のつけるものにして、

鸚 高 草 當 腦 方 盲 陽 郎 王

の如き文字なり。これらは本来は假名の示す如く「アウ」「カウ」乃至「ラウ」「ワウ」等の如く發音せられしものなるが、慣用久しくしていつしか上の「ア」韻と下の「ウ」音とが相影響し融合してオ列の長音の如くになりしまでのものにして、「ウ」がオ列長音たることを示す作用をなせるものにあらず。これらの例を以て「ウ」にオの長音符たる資格ありとするは迷へるものなり。又オ列の音に「ウ」を添へたる字音あり。すなはち

應 公 送 東 農 奉 蒙 用 樓 翁

の如き文字これなり。これらも本来は假名の示せる如くオ列の音の下に「ウ」を添へて

正しく「ウ」を發音せしものにして、決してオ列の長音にてはあらざりしなるは、字音の歴史を知るもの、誰も認むる所なり。それが慣用久しきにつれて、オ列の長音の如くなりしものにして、これにも「ウ」にオの長音たることを示す要素は無き筈なり。この故に「エイ」「ケイ」を「エー」「ケー」の如く發音するも、「アウ」「カウ」「オウ」「コウ」を「オー」「コー」の如く發音するも、いづれも一樣の事情によるものなり。その事情とは本來假名にて示す如くに發音せられしものが、慣用久しき間に一長音の如くなりしにて、これまた假名遣と發音との乖離に基づくものなり。然るに世人往々この理を忘れて「イ」をエ音の長音符「ウ」をオ音の長音符たる如く思へるは、これ即ち論者の所謂歴史的假名遣にあらずして何ぞや。實にこれを表音主義によりてあらはさむとし、而してア列の長音に「ア」を用ゐイ列の長音に「イ」を用ゐ、ウ列の長音に「ウ」を用ゐる主義を以て推さば、エ列長音には「エ」を用ゐ、オ列長音には「オ」を用ゐざるべからざるは理の當然なり。然るにこれを改めむとせずして以て表音主義なりと稱せむとすとも誰かこれに心服せむや。字音の「イ」「ウ」を改むることなきは古來の慣例を重んじたりといはゞいはるべきが、國語にこれを及ぼせるに至りては吾人これを評する辭なきに苦しむものなり。

字音に於いてその表音主義をば末尾の「イ」「ウ」の形式に及ぼすことなき穩當の主義をとれるものならば、國語に於いても用言の活用などに變更を施さざるを可とせず

や。然るに改定案はこれらには顧慮すること無し。これを以て論ずれば字音には寛くして國語には酷なりといふ譏を免れず。よし其れらの點は姑く論ぜずとしても、その字音の形式を國語の假名遣に應用するに至りては、自己の論理を不徹底ならしむるのみならず、國語を以て字音の奴隸たらしむるものにあらざして何ぞや。

加之、上の如く「イ」「ウ」を「エ」「オ」の長音符として用ゐることはこれ一字一音の所謂表音主義に背馳するものにあらずや。同じ「イ」にして一方に於いては文字のまゝに發音し、他方に於いて「エ」の長音を示し、同じ「ウ」にして一方に於いては文字のまゝに發音し、他方に於いて「オ」の長音を示すこと、これ一字にして二様の音を表明するものにあらずして何ぞや。かくの如きはその表音主義の下に於いても一貫の條理なきものといはるべきにあらずや。

要するに國語調査會のこの長音符に關する點は不合理自家撞著等種々の弱點を有するものたること明かなりとす。

第十 動詞の終止形を長音と稱することの不合理

改定案の國語表記通則といふを見るに、ア列、イ列、ウ列、エ列、オ列の五列にわたって、その長音といふものあり。この長音といへるものにつきてその實例を見るに體言、用言等雜駁なれば、今先づその動詞に於けるものにつきて論ぜむ。

先づウ列長音としてあげたる例中

くふ。(食)すふ。(吸)ぬふ。(縫)おぶふ。(負)ゆふ。(結)くるふ。(狂)いふ。(言)等はハ行四段活用の動詞にして、調査會案に「う」とかける所はその終止形(連體形)の「ふ」を書き改めたるなり。かくの如くなれば、たゞ字面を見たるのみにては「う」と「ふ」との差のみの如くに見ゆれど、その説明を見れば、甚しき不合理の存するを見る。何となれば、吾人の見る所を以てすれば、この「ふ」はその用言の一活用形にして、音としては一個の音の價値を有するものなり。されば「くふ」「すふ」「ぬふ」「ゆふ」等の二音より成れる語にして、その「ふ」は事實上「う」と發音せられてあるは勿論なれど、その「くふ」「すふ」「ぬふ」「ゆふ」は「く」「す」「ふ」「ゆ」の長呼音にはあらず。又「おぶふ」「くるふ」は三音の語にして、その「ぶふ」「るふ」は二音にして「ぶ」「る」の長呼音にあらずは明らかなり。これらの事實は明白なる事にして何人も否定し得べきものにあらず。然るに國語調査會はこれらをすべて一の長音とせり。長音といふことは世人には輕々しく見過され易きか知らねど、これは一音にして二音にあらずぬことを言明せるものなり。かくてこれらが二音にあらずぬことを言明せる確證は「いふ」を「ゆう」と改むべしといへるにても明らかなり。

今若し國語調査會の如く、これらを二音にあらずして一の長音なりとせば、この動詞の活用は如何にして説明せられむとするか。殊に甚しきはかの「いふ」なり。國語調

查會の案によらば、「いふ」は

未然形 連用形 終止形 (連體形) 已然形 (命令形)

いわ いい ゆう いえ

とせむより外なかるべし。かくの如くにしてわが國語は甚しく不規則なりとせらるゝに至らむ。「いふ」の「ふ」が「う」の如くに發音せらるゝことは事實なり。又その「い」が「ゆう」の如くに聞ゆるも事實なり。然れどもこれ「い」と「う」との相互の影響による臨時の現象にして、これを以て全く假名を改めて言語の組織を破るべきものにあらず。

次に才列長音としてあげたる例中

うけおふ。(請負) あらそふ。(争) おもふ。(思) まよふ。(迷)

の數語も亦ハ行四段活用の動詞にして、調査會案に「う」とかける所はその終止形(連體形)の「ふ」を書き改めたるものなり。これも亦唯字面のみを見れば、單に「う」と「ふ」との差のみの如くに見ゆれど、この説明を見、又その實際を察すればウ列長音の例中においてるものよりも一層不合理なるを見るべし。先づこの「うけおふ」「あらそふ」「おもふ」「まよふ」等の「ふ」は本來一音たるものにして、これが「う」と發音せられてもなほ一音たることを失はず。然るに調査會案はこの「う」をばオの長音符として上の「お」「そ」「も」「よ」の長呼せらるゝものとせり。これ一方に於いては二音を

一長呼音とせることの既に述べたる如き不理をなせると共に、これが眞に「お」「そ」「も」「よ」の長呼音なりとせば、「う」を書けることの不條理なるを思はずばならず。かくてそれらは發音上明白に長呼して

うけおー あらそー おもー まよー

と呼ばざるべからざることゝなるが、かくの如き發音をこれらの語に實際なす人ありや。吾人はこれを知らざるなり。加之これが、眞に長音ならば、「う」をかくは人を迷はすものにして、既に述べたる如くに「お」をかくべき筈のものなり。されど吾人はこれらすべてを否定し、たとひ表音的にすとも、それらは「う」をかくべきものとして、その「う」は長音符にあらずして一音たるを失はぬものなることを主張す。

抑も假名遣といふものは何を目的としてあらはれたるものなりとするか、たゞ發音を忠實に記載すれば足れりとするものなりや。單に發音のみを機械的に記述する目的ならば聲音學的記號によるを可とせずや。されど假名遣は言語の記載をなすものにして、單なる聲音の記載にあらず。この故にこれが記載の方法は國語の法格に依據してその範圍内に於いてなるべく發音に近きを求むるはもとより妨なしとす。然れども發音のまゝ記すと稱して國語の法格を破壊せむが如きは斷じて容すべからず。

かくてこの問題は「ふ」を「う」と改むるといふが如き一の文字の置き換へに過ぎざる如き小問題にあらずして、既にいふ如く、この「う」は長音符としての「う」なれば、

「くふ」「すふ」等が二音なりや。又「く」「す」等の長呼の一音なりやといふ學理上の大問題をも含むものなりとす。吾人は國語の語幹と語尾との關係よりして、それが二音たるべきことを信ずると共に、それが聲音上にも現實に二音たるものにして、表音的に「う」とかくとしてもそれは「う」にて一音をなすものなるを主張す。

この點に於いて國語調査會がその説を主張せむには、語法上の問題と發音上の問題との二重の點に於いてこれが合理的事實的なることを立證して、吾人をして首肯せしむべき責任を有するものなり。

かく論じ來りて、その改正案の國語假名遣の部の第六を見るに「うに發音されるふはうに改める」とある例に

あらう。(洗ふ) まう。(舞ふ) やとう。(傭)

といふものあり。これによればその「う」は「ふ」の變化せるものにして、これにて一音をなすと認めたること明かなり。而してこれらの「ふ」は八行四段活用の動詞の終止形の「ふ」なること明かなり。然るに既に述べたる如く「ウ列長音に發音されるもの」といへる第九には

くう。(食ふ) すう。(吸ふ) ぬう。(縫ふ) おぶう。(負ふ) ゆう。(結ふ) くるう。(狂ふ)

「オ列長音に發音されるもの」といへる第十の例中には

うけおう。(請負ふ) あらそう。(爭ふ) おもう。(思ふ) まよう。(迷ふ)

といへる例あり。これらの諸例の「くう」「すう」等が長呼音にあらざして二の音たることは既に論ぜし所なるが、今國語調査會はその第六の例に於いて吾人が論ぜし如く、二音と認めたる證を残せり。然るに一方に於いては同様のものを長呼の一言とせること上の如し。見よ。

あらう。 まう。 やとう。

の場合には「らう」「まう」「とう」が二音にして

くう | すう | ぬう | おぶう | ゆう | くるふ | うけおう | あらそう | おもう | まよう

等の場合には、同じハ行四段活用の終止形にして、それらの二字が一音たるの理由果して存するか。ことに

やとう。

の場合

うけおう。 あらそう。 おもう。 まよう。

の場合と共に終止形の「ふ」の變形せる「う」にして、上の音が共に「オ」列の音なるに、一方は二音にして一方は一音なるの理由は、吾人の如何にしても首肯し得ざる所なり。これを以て察するに、國語調査會のこれらの音韻の説明はたゞ一時の思ひ付きにして深き根柢なきものにあらざるなきかを疑ふ。

第十一 形容詞の連用形を長音とせることについて

次に才列長音といへる中にあげたる次の例

あかう。(赤)	ちかう。(近)	ながう。(長)	あさう。(淺)
くさう。(臭い)	いたう。(痛)	かたう。(堅)	つめたう。(冷)
あぶなう。(危)	こはう。(強)	しはう。(吝)	あまう。(甘)
せまう。(狭)	はやう。(早)	くらう。(暗)	からう。(辛)
あらう。(粗)	よわう。(弱)		

これらはいづれも所謂形容詞の連用形の「く」が音便にて「う」となりたるものなり。かくてこれらの語幹は

あか	ちか	なが	あさ	くさ	いた	かた	つめた	あぶな	こは
しは	あま	せま	はや	くら	から	あら	よわ		

等なる事實は、日本人として知らざるものあるまじ。而してその連用形が本来「く」にして、その形は

あかく	ちかく	ながく	あさく	くさく	いたく	かたく	つめたく		
あぶなく	こはく	しはく	あまく	せまく	はやく	くらく	からく		
あらく	よわく								

の形にて現に日常使用せられてあるはいふまでも無し。この「く」が音便にて臨時に「う」となることも、理論はさておき、事實は國民周知の事なり。かくてこの「う」が附屬する場合に上の語幹の「ア」韻が「う」の影響を受け、「う」も亦上の影響を受け相反映して「オ」韻の音に近づきてあることも事實なり。かくてこの場合に於ける發音がオ列音の長音となれりとせば、こは發音のまゝに「こお」「そお」といふ如き文字を用ゐるべき筈なり、然るにこゝにはその長音符として「う」を使用せり。この故に調査會案にてはこの「う」も亦音便の「う」をあらはすものにあらずして、長音符としての「う」なればその價値は全く別なりとす。

こゝに於いてか問題生ず。この音便といふものは本來發音上の一時の現象にすぎざるものなり。しかもこれらはたとひ一時の現象たりといへ、「く」の變形なる以上明かに語幹と語尾との關係を有するものなり。今調査會案の如くにせば、その語幹に變化を來すのみならず、語幹の長呼によりて一の活用形をなすことゝならざるべからず。かくてこれと同時に國語の法格の上に重大なる變動を呈するに至らむ。この故に調査會がこれを主張する以上、同時に形容詞の法則の上に如何なる改革を加ふべきかの合理的説明を下さざるべからず。假名遣を改むと稱して語法をやぶりてそのまゝにあるべきにあらざればなり。

第十二 四段活用動詞の未然形に「う」のつけるものについて

國語の假名遣改定案のオ列長音といふものゝ例中

あほう。(逢)	かはう。(買)	まはう。(舞)	さかう。(咲)
きかう。(聞)	いそがう。(急)	はなさう。(話)	かへさう。(返)
ちらさう。(散)	うたう。(打)	かたう。(勝)	たたう。(立)
しなう。(死)	あそぼう。(遊)	とぼう。(飛)	はこぼう。(運)
あゆまう。(歩)	やすまう。(休)	たのまう。(頼)	いのらう。(祈)
かへらう。(歸)	とほらう。(通)		

の諸例は、四段活用（奈行良行變格活用をも含む）の動詞の未然形にこの所謂助動詞「う」のつきたる場合のものなり。面してその未然形の「ア」韻なる音と「う」とが相互の影響によりて「お」韻の長呼の如くになれるは事實なり。されど、これあるが爲に動詞の語幹をまで「おう」「こう」「そう」「とう」「のう」「ほう」「もう」「ろう」等と書き改めざるべからざる理由は成立せず。況んや調査會の改定案の「う」は一の所謂助動詞にあらずして、たゞの長音符なること明かなれば、同じく「う」を用ゐたりとも世人の用ゐる「う」とは學理上全く別のものなり。かくてこの「おう」「こう」等は動詞の活用に變動を與へて、新にオ列長音なる一活用を設くることゝなれるなり。この故に調

查會のこの案は從來四段活用と稱したりしものを五段活用とするものにして、名は假名遣の改定に止まるが如しといへども、實は語法上の改革を企つるものなり。さればこれに對して吾人は假名遣の問題としてこれを決定するはその問題の範圍外に逸したものと認め、必ず先づ語法上の問題として論決すべきものとし、これを假名遣改定案の中より除き、別に慎重なる論議を経べきものなりと主張す。假名遣の改定の名によりて語法の改革を行はむとするが如きは、そが假りに無意識に行はれたる事なりとすとも、國語調査會の爲に斷じて賛成すべき所以を知らず。

余がかく論ずれば、國語調査會は前の國語調査委員會の草案なりし口語法の中に五段活用を建てありしによりて或はこれを既定の事なりといはむか。かの口語法は審議中にして議決を経ざりしものにして、その間に官制廢止となりしを、後に文部省の名によりて出版せしまでのものなれば何等の權威あるものにあらず。且つ又實際にかの口語法が世間に如何に取扱はれてあるかを知るものは、五段活用が既定の事實なりなどいふことは思ひもよらぬ事實なるをさとるべし。

第十三 名詞又は用言の語幹中に長音なりとて改めたるものについて

國語調査會の改定案に長音なりと稱して名詞の中間又は末尾の音の文字を改めたるものゝ中に、長音と認むべからぬものあり。

「ゆふだち」を「ゆうだち」「きのふ」を「きのう」「ふくろふ」を「ふくろう」等の「ふ」は現實の發音にては「う」となるはもとより事實なり。されど、これが一音たることを失へるにはあらざるものなり。この故にこれを上の「ゆ」「の」「ろ」と合せて一音とし「ゆ」「の」「ろ」の長音とすることは事實に反するものなり。又

「おほかみ」を「おうかみ」 「おほやけ」を「おうやけ」

「こほろぎ」を「こうろぎ」 「ほほづき」を「ほうづき」

「ほほ」を「ほう」 「ほほのき」を「ほうのき」

とせるは如何。これらの「ほ」が發音上「お」の如くなれるは事實と認むとせむも、その音を寫すに「う」を用ゐてこれをあらはし、同時にこれを上の「お」「こ」「ほ」等の長音とせることは首肯すべからず。これらは既にいへる如く「う」の字の價の上に不合理的あると共に、二音を一音とせる誤あるが故に、二重の過誤ありとす。

次に同じき事が用言の語幹中にも行はれたり。即ち

「おほい」を「おうい」 「おほきい」を「おうきい」 「とほい」を「とうい」

「しおほせる」を「しおうせる」 「ととほる」を「ととこうる」

「とほる」を「とうる」 「もよほす」を「もようす」

の「ほ」は事實上「お」と發音せられるとも、これが一音たることは疑ひなきところなるが、それらを長呼の一音とせることは事實にあらざるのみならず、長呼の音なりしと

ても、これを「う」にてあらはすことは發音を忠實に示さざるものなり。この故に國語に心得なきものをして文字通りにこれらを發音して、

おう。かみ、おう。やけ、こうろぎ、ほうづき、ほう。ほうのき、おうい、おうきい、とうい、しおうせる、とごこうる、とうる、もようす

と發音せしめ、以て國語を亂る虞なしとせず。この故にこれらは實地問題としても理論上よりしても贅すべき所以を知らざるなり。

以上數項にわたりて説く所を見て、調査會が國語の長音と認めたるものには種種の不合理と矛盾と難問とを包含するをさとるべし。この故に調査會は宜しくその國語の長音の假名遣といふものを解放してこれを二音と認め、それと同時に國語の法格を破る如き點は、すべてこれを撤廢すべし。

第十四 ウ列拗音の長音として示せる例は拗音にあらず

國語調査會が國語假名遣の中に、國語のウ列拗音の長音なりと示せる例を見るに、

「しうと」を「しゅうと」 「しうとめ」を「しゅうとめ」

とせるあり。この場合の「しう」は吾人の耳に「しゅう」の如くに聞ゆることあるは吾人必ずしもこれを否認せず。然れども、吾人はこれを以てこれを拗音となりおほせたりとは認むる能はざるなり。これらは上の「し」音と下の「う」音との接觸によりてその

音が相互に關涉を起し、その「し」より「う」に遷移する際に拗音の如き現象を呈するに至るは自然の事なれど、これが拗音に變化し、二音の資格を失ひ一の長音となれりとは認むべからず。

次に

「おほきう」を「おうきゆう」

「あたらしう」を「あたらしゆう」

「かなしう」を「かなしゆう」

「すずしう」を「すずしゆう」

と改めたるあり。これらは形容詞の連用形の「く」が音便によりて「う」となりたるものなれば、それらを「う」とかくことは古來の定則たり。これを以て卒然として見れば國語調査會案の

おうきゆう、あたらしゆう、かなしゆう、すずしゆう。

の「う」と同じやうに見らるべけれども、その文字の價値は全然別なり。形容詞の音便の「う」は一音の價値を有するものにして一の文字たる資格を具有するものなれど國語調査會の「う」は所謂拗音の長音の記號たるに止まり、いはゞ棒引の「ー」と大差なき附屬的記號に過ぎざるなり。こゝに於いて問題はその形容詞の連用形の音便が「う」にありや又「きゆ」「しゆ」にありやといふ點に移るべし。然れども吾人は形容詞の音便が

大きゆ、涼しゆ、新しゆ、悲しゆ

となることの所以を知らず。或は又別に「きゆ」「しゆ」の活用が、形容詞に新に生じ

たりといはざるべからざるに至らむ。かくなれば、わが國語學上に形容詞の法格の上に一大變動を起し、たとへば「大きい」といふ語につきては

おほきく、おほき^ゆ、おほきい、おほきけれ。

の如き形式を認めざるべからず。かくてこれら形容詞の語幹は

おほき、おほき^ゆ。

の二様ありといはざるべからず。上述の如く拗音の長呼音なりといふ論を主張せむものは、これらの事を肯定するに足るべき立證をなすべきなり。この立證をなさずしてこれを國民に首肯せしめむとするが如きは不可能の事に屬す。

この

おほき^う、あたらし^う、かなし^う、すずし^う。

の「き」「し」と「う」との間の音の相互の關係によりて拗音の如き感を起すことあるは既にいひたる如く事實なり。されど、拗音とは二重の母音のありて一に成熟せる一個の音を示すものにして、かくの如き一時の假現的現象をまで一の成熟せる音となすことは未だかつて聞かざる所なり。かくの如き二音の關涉によりて起る一時の現象は他にも存し、しかも頗る頻繁なるものなれば、かゝる一時の現象をも一一特別の記號にてあらはせむと欲せば、上に述べたる如く聲音學的記號を用ゐるの外なきなり。然るに、こゝに至りては極端なる音の機械的寫眞を主張して國語の法格を破壊するを顧みずして、

他面には「は」「を」「へ」の如き古來の假名遣を保存せるが如きは、吾人その眞意の奈邊に存するかを知るに苦むものなり。

第十五 結論

今回の改正案の目的如何といふことは吾人その明示せられたるを知らねば遽に付度し難しといへども、その案に一貫の條理なく學理上の根據なくして一方に極端なる表音主義をとりて國語の法格を無視するかと思へば、他方には全く舊來の假名遣を保存せり。而してその末尾の音の假名遣に至りては字音に於いては全く舊式を墨守し、國語に於いては條理一貫せず。而して從來國民間に殆ど誤りなく行はれ來れるものをも改めたること、上來述べし所によりても明らかなるべし。

吾人はなほ仔細に各語の用例につきて論せば論すべきこと無きにあらざれど、この案の大體の價値既に上述の如くなれば今更論じ立つるまでもあらざるべければ、こゝに結論を述べむと欲す。

要するにこの改定案は學術上の根據を缺けるのみならず、國語の法格を破壊し國民の習慣を無視するものなるを以て吾人は總括的にこれが廢棄を望み、又漢字全廢の行はれむまではかゝる企を見合せられむことを望むものなり。而して將來に於ける漢字全廢の可否は吾人こゝに絶對的に中立の態度をとるものなるを聲明す。然れども若し現代

直ちに漢字を全廢すべしといふ論あらば、吾人は國民生活の現状よりしてこれに反對することを豫め言明す。而して今の改定案の如きは漢字全廢の前定にあらざる以上、全く不急の事業たること既に述べたる所なり。

然れども或は人ありてこの案の如きが、初等教育に必要なりといふものあらむか。かくの如きことをば初歩の教育に於いて正しき假名遣を教ふる豫備の方便として教育者の行ふことは、必ずしも咎めざる所なれど、これあるが爲に、假名遣を改定すべしといふが如きは本末を顛倒せる論なり。

惟ふにわが國語國文を整理するが如きは、一の極めて重大なる國家及び民族の問題にして一朝一夕の事業として成就すべき輕微の問題にあらず。吾人の望む所は國家が永久的の機關を設け百年若くは五十年以上の計畫を以てしてその事業を起し、時間的には過去より現在にわたりてこれを調査し、空間的には現代の各地方に行はるゝ語より各關係語族に至るまでの調査を施し、以て國語の歴史と現状とを明かにし、しかして後徐ろに將來の國語を如何にすべきかの問題を解決すべし。かくの如き大事業はたとひ非凡の大學者ありといふとも一二少數の學者のよくすべき事にあらねば、國家は宜しく別に國費を投じて多數の國語學者の養成に努力すべし。かくの如くせばかの明治時代に法典編纂の大事業の成就せしが如く國語整理の大事業も大成すべし。今の如く二三の國語學者あるのみにして後繼者なく、たまく國語學を專攻するものも上下の壓迫に遭ひ

て驥足を伸すこと能はざるが如き時代にありては如何にしてこの大問題の解決せらるべきか。余は衷心よりして國家の爲にかくせざればわが國語問題の眞の解決は決して期待せらるべきにあらざるを信ずるものなり。人或は五十年百年といはゞその長きに驚かむ。五十年は人一人の生命期間に過ぎず。過去數百年間放棄せられし問題を五十年百年にして眞に解決するを得ば寧ろ僥倖といはむ。何の長きに驚かむ。見よ、水戸の大日本史は二百年の繼續事業たりしにあらずや。又今の史料編纂事業の如きはその編纂方法は必ずしも吾人の賛成する所にあらずといへども、既に五十年を経て、なほその成績半に達せざるにあらずや。わが國語問題の根本的解決の如きは決して短時日の間に行はれ得べき輕微の問題にあらず。短時日の間に少數の學者の手によりてこれを解決せむとするが如き事あらば、その事常に失敗に終るのみならず、これが爲に國費を徒消するに止らむ。切に當局の反省を望む。

二、右の意見發表前後の事情

以上は大正十四年二月一日の雑誌「明星」に登載したるもの及び三月國學院雜誌に掲げたるもの、稿本を改修し、大正十四年二月九日に著者みづから非賣品として發行したる小冊子の内容なるが之を明星に登載せる際、附言として次の文を加へたり。その文次の如し。

森林太郎博士苦心の事

余はこの機會を利用して故森林太郎博士が國語問題に如何に心を勞せられしかについて余の知れる限りの事を世人に告げおかむと欲す。同博士の假名遣問題に對する意見は明治四十一年に設けられたる臨時假名遣調査委員會に委員として開陳せられたる意見にて明かなり。この意見は明治四十二年に文部省が發行せし同會の議事速記録に記載せられ、一昨年の「明星」にこれを載せ、鷗外全集第二卷にもまたこれを載せたり。その論中正穩建にして同じ委員伊澤修二氏の熱烈なる議論と相表裏し以て文部省をして議案を撤回せしむるの止を得ざるに到らしめしものなり。かくてその後その會も廢止せられたるなり。大正十年今の國語調査會の設けらるゝに當り、同氏會長の任を受けられしが常に余等に語りて國語問題の慎重に論議すべきことを以てせられたり。しかるに大正十一年六月上旬に至り、濱野知三郎氏が面謁せられし時同問題の將來をいたく憂慮し、慷慨淋漓たるものあり、終に旨を濱野氏に含めて不肖に傳へらるゝ所ありきといふ。この時同博士既に前途を覺悟してあられしが如くに見え、その後會長の職を辭せむとして辭表を提出せられたりといふ。この前後に際し、余は近親の不幸にあたり、その生前よりの遺囑を果さむ爲に寧日なくして同博士に面謁するを得ず、濱野氏再三余が居を訪はれしかども常に不在なるが爲に、これ亦面會の機を得ざりしが、七月八日の夜濱野氏の來訪あり。この時はじめて森博士の重態を聞きて大いに驚きしが、それと同時

に同博士の命を承くるを得たり。濱野氏は同博士の生前にこれを余に傳へおかむと焦慮せられしが、幸にして目的を達したりといひて夜半に歸られぬ。その翌九日は實に同博士薨去の日なり。余これが旨を承けてよりは國民としての自己の責任と共に森博士の誠意を思へば、常にこの國語問題に重大なる責任を感じるものなり。今たま〜「明星」の諸君が森博士の遺志を體して、國語の爲に誠意を披瀝せられむことを企てられ、不肖にも亦一言を寄せよと求めらるるによりこの文を草せり。余が上述の言論はもとより余一己の私見にして毫末も森博士の名を汚すべき關係無し。森博士また、その生前にも余に向ひて命令がましき事を言はれたる無きを以て、余が言論を以て森博士の指囑に出づるものとなすなかれ。たゞ要は國語問題の正路を失はむことを憂慮せられたるにあるのみ。余もとより不敏なりといへども、森博士の名にかりて私見を逞くせむの卑劣なる考あらむや。たゞ同博士の生死の際に國語問題に非常なる憂慮を費されしその誠意は後進たる余が責務として何の時かこれを世に公に傳へおかざるべからざる責任を深く感ずるによりて、こゝに同博士に縁故深き「明星」誌上を通じてこれを世に告げむと欲するなり。而してこゝにかく公にするはその旨を傳へし濱野氏の認諾を経たるものなり。(大正十四年一月十六日正午稿了)

さて余がかく、かの假名遣案に對して意見を發表するに到りしは「明星」主宰者與謝野寛氏より大正十四年一月一日にこの假名遣案が故森先生の生前の意志に反するもの

なれば、之に抗議せむと欲するによりて意見を述べよと促されたるにはじまれり。こゝに於いて余はじめ、故森博士が憂慮措く能はず、それが爲に、死期をも早められし問題のこれなるをさとりぬるなり。かくて「明星」の同人諸君はその誌上及び他の場合にもその意見を發表せられ、つゞいて世の識者文學者等の反對論囂々として起り終に帝國議會に於いてもこの事を問題とするに至り、衆議院議員松山常次郎氏が文部大臣にこの事につきて質問するに及びて文部大臣は之を實施する意志なきことを言明するに至れり。その際の質問應答の議事録次の如し。

第五十四帝國議會
衆議院

教育改善及農村振興基金特別會計法案等委員會會議錄第一回

大正十四年二月三日（五類七號）

○松山常次郎君 私ノ質問ハ豫算ノ分科會デ致ス考デアッタノデアリマスガ、分科ノ方ハ既ニ質問ヲ打切ツタト云フノデ、河上參與官ガ文部省ニ關係アル特別委員會デ質問シタラ宜カラウト云フ御注意ニ依ツテ、茲ニ質問サシテ戴ク譯デアリマスガ、ドウカ暫クノ間御許シヲ願ヒマス。昨年ノ暮ニ文部省ガ假名遣ノ改良案ヲ考案セラレマシタ、其以前ニ漢字制限案ト云フモノヲ發表セラレテ居リマスガ、是等ニ對シテ大ナル缺點ガアル、大ニ論議スベキ餘地ガアルト吾々ハ考ヘテ居タノデアリマス、併シ之ヲ委員會ニ於テ一々承テハ時ガ經テ多クノ方ニ迷惑ヲ掛ケルト思ヒマシテ政友會ノ政

務調査會ニ於テ、文部省カラ來テ戴キマシテ、御説明ヲ承リ質問ヲ致シタノデアリマス、其結果トシテ改正ニナツタコトハ、吾々が之ヲ不十分デアルト感じテ居ルト同ジヤウニ政府ノ方デモサウ感じテ居ラレルコトヲ明カニシタノデアリマスガ、之ヲ公表セラレマシタニ付テハ、文部省ハドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレルノデアルカ、之ヲ國民ニ使用ヲ強ユルト云フ御考ヲ持ツテ居ラレルノデアルカ其コトヲ第一ニ御尋シタイト思ヒマス。

○岡田國務大臣 國語調査ノコトハ文部省トシテハ多年ヤツテ居ルコトデアリマシテ、色々ナ變遷ヲ經テ居リマス、最初文部省ニ於テ一種ノ假名遣法ヲ定メテ之ヲ教科書ニマデ採用シタノデアリマス、然ルニ其際ニハ随分盛ナル反對ガ起リマシタ、ソレカラ國語調査會ニ於テ更ニ審議スルヤウナコトニ致シタノデアリマスガ、其國語調査會デ審議シマシタ結果、是モ亦非常ナ反對ヲ受ケマシテ、遂ニ教科書等ニハ採用ニ至ラナカッタノデアリマス、而シテ國語調査會ハ一旦之ヲ廢止スルコトニ至ツタノデアリマスガ、併シ國語調査事業ノ必要デアルコトハ疑ヒナイコトデアアル、我國ノ國語ガ非常ニ複雑ナモノデ教育上ニ於テモ其他ニ於テモ之カ爲ニ受ケル所ノ困難ト云フモノハ少カラヌモノデアリマスカラ、ドウシテモ此改善ヲ圖ラナケレバナラヌト云フノデ、再ビ之ヲ設ケタノデアリマス、ソレデ今回設ケマシタ國語調査會ハ主ニ國語ヲ實際ニ最も多く使用スル人ヲ委員トシテ選定シテ居ルノデアリマス、即チ新聞、雜誌等ニ關係

ノ人、或ハ印刷事業ニ關係ノ人又教育ニ關係ノ人々ガ、這入ツテ居リマガ、色々ナ方面カラ網羅シテ調査致シタノデアリマス、其結果トシテ先頃漢字制限ノ調査モ出來マシタ、又國語假名遣ノ改正調査モ出來上リマシタ、ソレハ發音ヲ標準ニシテ之ニ基イテ假名ヲ定メルト云フ主義ニ大體ハ致シテアルノデアリマス、委員ハ此事ニハ非常ニ熱心デ自ラ進ンデ之ヲ實際ニ使用シテ國民ヲシテ之ニ慣レシメヤウト云フ考ヲ持つツテヤツテ居ルノデアリマス、ソレデ文部省ハ此案ニ對シテ如何ナル方針ヲ採ルカト申シマス、文部省ハ既ニ屢々此點ニ付テハ失敗ヲ致シテ居ル、マダ研究ノ中途ニアルモノヲ教科書ナドニ採用致シマスト兒童ノ教育上ニ一層混亂ヲ生ズルコトガ出來マシテ教育上ニ却ツテ弊ガアルト考ヘ居ルノデアリマスカラ、此委員會ノ報告ヲ直ニ教科書ニ採用スルトカ、或ハ文部省ノ公文書ニ採用スルト云フコトハセヌ積リデアリマス、又調査會ノ委員モ今日ニ於テハ之ヲ豫期シテ居ル譯デナイノデアリマス、併シ此等ハ委員ソレ自身ハ皆實行スル積リデアリマス、又委員外ノ人デモ成ベク之ヲ用ヒルヤウニシテ是ガ實行ヲ許ルト云フコトニナツテ居リマシテ現在既ニ之ヲ採用シタ所ノ新聞ガ何種類アリマスルカ、モウ餘程多クノ新聞ハ之ヲ採用シテ居ルヤウニ思フノデアリマス、文部省トシテ此效果ガ分リマシテ愈々是デ宜シイト云フコトニナレバ格別デアリマスケレドモ、マダ成績ノ判ラヌ中ニ、唯委員會ガ報告シタカラト云ウテ、直ニ之ヲ採用シテ實行スルト云ウコトハセヌ積リデアリマス、左様ナ事情デアリマス。

○松山常次郎君 更ニモウ少シハツキリト諒解シテ置クガ爲ニ御尋ネヲ致シマスガ、アノ委員ノ顔振レヲ見マシテモ、其實狀經過ヲ見マシテモ大體ニ於テ是ハ先ヅ新聞、雜誌トカ、オ伽噺ヲ書ク人トカ云フ實用ノ便宜主義ヲ主トシテ此案ガ出來タモノデアリヤウニ思ハレルノデアリマス、併シ國民ノ國語ニ對スル要求ハソレダケノモノデハナイ、モツト廣イ意味ガアラウト思ヒマス、ソレデ、此所ニ私ノ伺ヒマスルコトハ文部省ノ發表セラレタル彼ノ案ナルモノハ是等ノ實用ノ便宜ト云フコトヲ新聞トカ雜誌トカ云フヤウナモノニ使フガ宜イ、是ハ案トシテ斯ウ云フ案ガ出來タ、其參考トシテ茲ニ發表スル意味ノモノデアルト云フ程度ニ吾々國民ガ了解シテ宜シイノデアリマスカ。

○岡田國務大臣 全ク其通りデアリマス、委員會ニ於テ調査ヲ致シテ、サウシテアア云フ案ガ出來上リマシタガ、文部省トシテソレニ對スル態度ハ只委員會ノ報告トシテ斯ノ如キモノガ出來タト云フコトノ發表ヲシタニ過ギマセヌ、サウシテ委員ノ方デハ之ヲ實際ニ行フト云フコトヲ皆ヤツテ居リマスカラ、或ハ其結果トシテドウ云フコトニナリマセウカ、是デ國民ガ萬々差支ヘナイ、是ハ至極結構デアルト云フコトニナツテ、國民ガ皆其新シイ方法ヲ實行スルヤウニナツテ行キマシタナラバ、文部省トシテハ其時初メテ之ヲ教科書等ニ採用スルコトヲ考ヘルベキ時機デアラウト思ヒマス今中々其處マデニハ達シテ居ラヌヤウナ譯デアリマス。

以上によりて文部省が之を實地に採用する意志なき事は表明せられたれど、そは議會内部の事にして外間は多くは之を知らず。世論は賛否囂々たりき。余は上に掲げたる論文を草し了ると共に、別に之を單行の印刷物とせむことを企て二月五日に印刷を了し著者自ら發行者となりて九日非賣品として發行せり。これ他人に精神上物質上の迷惑をかけざらむことを希ひしが爲なり。然るに、その印刷の進行中偶然知人某氏あり來りて若干金を投じて有益なるべき事に消費せよといはれたるあり。即ち之によりてその冊子を三千部發行し、家族のみの手によりて朝野に之を寄贈したりしなり。然るにその二月二十三日午前に千駄ヶ谷警察分署の高等係野崎殿次郎といふ名刺を通じて面會を求むる人あり。之にあひて來意をたゞせば警視廳の命を受けて取調に來りたりといひて、かの冊子の出版につきてその趣旨、印刷部數、配付先などを問ひ、はては普選の可否につきて如何なる意見を有するかなどの事にまでも及び、その狀、余を窮地に陥れむとするものの如くに思はれたり。余はもと法定の手續を完全に踐みて發行し、且つその目的も手段も明かなる事なれば、一々有のまゝに答へ、なほ余の行へる事が國家の爲に利あるか害あるかの判斷を公平に考へられむことを上司に請ふべき旨を告げてその冊子五冊を贈りて、余が主張は必ずや警察官とても賛成すべき筈のものなるを告げ、なほ政府が警察力を以て余を壓迫するに先だちて文部大臣は既に之を固執せざることを帝國議會にて言明せるによりて心を安んぜらるべしとてかの衆議院の速記録を示し、更に

假名遣に關する議論と普通選舉との間に如何なる關係ありてかゝる質問が發せられたるかを反問して反省を促せり。これ余が警視廳の取調といふ事を受けたる唯一の經驗なるが、今に至りても何の爲にかゝる取調を受くるに到りしかの理由を知らざるなり。